

指定申請等に係る現地調査内容

設備チェックポイント	内 容
推奨項目	事業所の名称を記した看板1カ所以上看板を設置していること
	トイレや居室へブザーを設置する等、緊急時に対応できる構造となっている
建築基準法	採光、換気等に十分配慮された構造であること(窓、換気扇)
	違法増改築の有無について(不自然な継ぎ目等、届出の有無口頭確認)
	建築確認通知(確認済証)の写しの徴収
消防法	消火器の設置と使用期限
	誘導灯の有無
	廊下の通行可否(火災避難経路に備品等常設していないか)
	避難経路図の表示
	消防法令適合通知書の写しの徴収
食品衛生法	厨房の著しい不衛生、手洗い場の欠如
個人情報保護法	個人情報の安全管理措置(鍵付キャビネットや書庫への保管:個人情報保護法ガイドライン手法が例示)
沖縄県 まちづくり条例	高齢者が2階以上へ出入りする場合、エレベーターが設置されている
	バリアフリーに配慮した構造となっている
	適所へ手すりが設けられている(スロープ、階段、トイレ、浴室等)
他法確認	関係法令等の遵守及び責任所在に関する確認書の徴収
設備基準	指定居宅サービス、指定居宅介護支援、介護保険施設、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の詳細は、サービス形態や事業所の規模等によって異なります。このため、詳細な基準の記載は割愛いたします。 申請者は、個別サービスに適用される基準省令、並びに国(厚生労働省)が発出する解釈通知及びQ&A等を自らの責任において入念に確認し、当該申請等に基づく事業運営の開始日までに、法令に適合するよう人員・設備・運営体制の整備を行ってください。